

第6章 歴史文化資産の保存・活用の推進体制

第1節 高崎市の推進体制

地域計画は、文化財保護課を中心とし、市の関係各課との連携を図りながら事業を推進することを基本とする。

また、行政関係機関のみならず高崎市文化財調査委員、高崎市文化財保存活用地域計画協議会、文化財の所有者や管理者、教育機関、地域住民、地域団体、観光事業者、大学などの専門機関や専門家との連携が不可欠であり、国の文化財防災センターや群馬県文化財防災ネットワーク連携協議会等との連携を密にして、災害対策や災害発生時の対応などの情報共有を行っていく必要もある。

これらを円滑に進めるために、以下の推進体制を構築して事業を実施していく。

行政（文）
<p>教育委員会事務局文化財保護課</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財の保護・普及、指定文化財及び史跡地の維持管理、史跡整理、埋蔵文化財の発掘調査等に関するを行う。 職員数は73名で、そのうち学芸系専門職員数は36名（うち、埋蔵文化財の専門職員27名、古文書の専門職員5名、美術の専門職員1名、文学の専門職員1名、普及の専門職員2名）である。※令和6年3月時点
行政（関）
<p>【高崎市の関係各課】</p> <p>総務部企画調整課</p> <ul style="list-style-type: none"> 区長等関係事務、地域づくり活動及び市民公益活動の支援等に関するを行う。 <p>総務部防災安全課</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災、市民保護等に関するを行う。 <p>総務部文化課</p> <ul style="list-style-type: none"> 芸術文化の振興、文化団体の活動支援、文化会館等の文化施設等に関するを行う。 <p>総務部広報課</p> <ul style="list-style-type: none"> 『広報高崎』の発行、報道機関への情報提供、市ホームページ制作管理等に関するを行う。 <p>商工観光部観光課</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光振興、物産振興等に関するを行う。 <p>都市整備部都市計画課</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画の調査及び決定、地区計画等に関するを行う。 <p>都市整備部都市計画課景観室</p> <ul style="list-style-type: none"> 景観形成及び屋外広告物の規制等に関するを行う。

行政（関）**都市整備部公園緑地課**

- ・緑化の指導及び推進、緑地保全、保存樹木、公園・緑地等の計画・整備管理等に関することを行う。

【倉淵支所】**地域振興課**

- ・支所業務の総合調整、地域振興、防災、防犯、区長等関係、商工業及び観光の振興、地域のまつり、社会教育等に関することを行う。

【箕郷支所】**地域振興課**

- ・支所業務の総合調整、地域振興、防災、防犯、区長等関係、社会教育等に関することを行う。

産業課

- ・商工業及び観光の振興、地域のまつり、森林病虫害の防除、鳥獣保護等に関することを行う。

【群馬支所】**地域振興課**

- ・支所業務の総合調整、地域振興、防災、防犯、区長等関係、社会教育等に関することを行う。

産業課

- ・商工業及び観光の振興、地域のまつり、森林病虫害の防除、鳥獣保護等に関することを行う。

【新町支所】**地域振興課**

- ・支所業務の総合調整、地域振興、防災、防犯、区長等関係、商工業及び観光の振興、地域のまつり、社会教育等に関することを行う。

【榛名支所】**地域振興課**

- ・支所業務の総合調整、地域振興、防災、防犯、区長等関係、社会教育等に関することを行う。

産業観光課

- ・商工業及び観光の振興、地域のまつり、森林病虫害の防除、鳥獣保護等に関することを行う。

【吉井支所】**地域振興課**

- ・支所業務の総合調整、地域振興、防災、防犯、区長等関係、社会教育等に関することを行う。

産業課

- ・商工業及び観光の振興、地域のまつり、森林病虫害の防除、鳥獣保護等に関することを行う。

行政（関）
【教育委員会事務局】
教育委員会事務局社会教育課 ・生涯学習の推進、社会教育委員、成人教育及び家庭教育、人権教育、市民活動センター、交流館等に関するものを行う。
教育委員会事務局学校教育課 ・学校経営及び教育活動の指導・助言等に関するものを行う。
公民館 ・生涯学習の推進、公民館利用団体の育成及び支援等に関するものを行う。
図書館 ・図書館の管理運営、市史等に関するものを行う。
教育センター ・教育に関する調査研究、教員の研修、教育相談、適応指導教室等に関するものを行う。
高崎市立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校 ・小学校58校、中学校25校、高等学校1校、特別支援学校1校がある。
【高崎市・安中市消防組合】
高崎市等広域消防局 ・消防局管内の火災予防思想の普及、予防査察、火災原因及び損害調査、消防用設備の検査・指導、消火・救急・救助活動、警防計画等に関するものを行う。
【他の行政機関】
文化庁 ・文化芸術の振興・普及、文化財の保存・活用、宗教に関する行政事務などを行う。
独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター ・各種災害から多様な分野の文化財をまもるため、令和2年（2020）に国立文化財機構に開設された。
群馬県地域創生部文化財保護課 ・文化財の保存・活用、文化財の指定・解除、県文化財保護審議会、銃砲刀剣類の登録等、文化財保護に係る表彰、埋蔵文化財保護と開発事業との調整等を行う。
群馬県地域創生部文化振興課 ・伝統文化継承事業、はじめての文化体験事業、文化芸術団体の育成・支援、温泉文化ユネスコ無形文化遺産登録推進、ぐんま絹遺産の登録・活用、「世界の記憶」上野三碑周知事業等を行う。
群馬県立歴史博物館 ・群馬県の歴史や文化の特色についての紹介をしている。
群馬県立近代美術館 ・海外の近代美術から、日本の近代美術、群馬ゆかりの美術など優れた作品を収集・展示している。
群馬県立自然史博物館 ・群馬県の自然史を中心に地球の文化・鉱物・ヒトや進化に関する資料・標本・写真などの展示をしている。

行政（関）
<p>公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共開発事業に伴う埋蔵文化財の調査・研究、生涯学習や学校教育と連携した公開事業、文化財保護思想の普及などを行う。 <p>群馬県防災ネットワーク連携協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策や災害発生など災害に備えた情報共有と、災害発生時の被害情報の収集やレスキュー活動に取り組む。 <p>周辺の市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連する歴史文化や歴史文化資産をもつ市町村として、前橋市や藤岡市、富岡市や渋川市、榛東村や玉村町などがある。 <p>群馬県高崎警察署</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 八幡地区、長野地区をのぞく高崎地域と新町地域、吉井地域を管轄している。 <p>群馬県高崎北警察署</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 八幡地区、長野地区、群馬地域、箕郷地域、榛名地域、倉渕地域を管轄している。
専門
<p>高崎市文化財調査委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財に関する事項について、教育委員会からの諮問に応じ調査・研究し、意見を具申する。 <p>高崎で調査研究や実習を行う大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専修大学、高崎商科大学、明治大学、早稲田大学などがある。 <p>公立大学法人高崎経済大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高崎市内に所在し、経済学部・地域政策学部がある。
団体
<p>高崎市文化財保存活用地域計画協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域計画に関わる事業の推進の助言、事業の効果の検証や評価、計画の見直し等に関するものを行う。 <p>一般社団法人高崎観光協会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高崎市の観光情報の紹介や、観光パンフレットの発行を行う。 <p>地域づくり活動協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の歴史や伝統文化の継承のための行事、芸能文化祭、夏祭り、スポーツ大会、防犯・防災活動、環境保全、清掃美化活動、その他地域の特色を活かした活動を行う。 <p>歴史文化資産関係の活動団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上野三碑ボランティア会、山上碑・金井沢碑を愛する会、上野三碑をつなぐ会、王の儀式再現の会、吉井郷土資料館友の会、日高遺跡公園をともに楽しむ会などがある。 <p>群馬県歴史資料継承ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害等で焼失の危機にある歴史資料（古文書など）の救出・保全活動を行う。

市民
住民や所有者、管理者など。

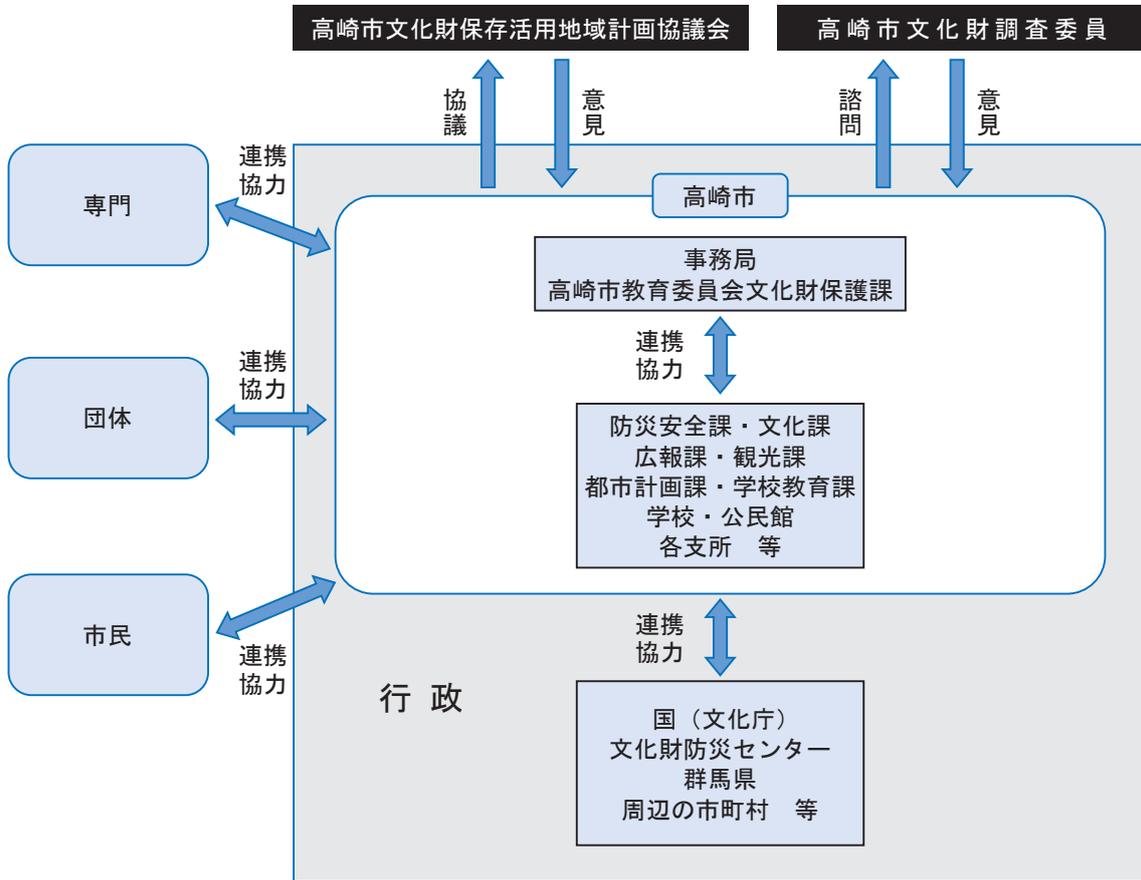


図6-1 高崎市文化財保存活用地域計画推進体制

第2節 計画の進捗管理と評価

地域計画の事業を計画的に実施し、効果を発揮させるには、進捗管理を的確に行う必要がある。進捗の過程においては、PDCAサイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方のもとに、優先順位や目標を整理して計画的に事業を実施し、中間点や終了時点などで達成状況、課題などの把握・評価を行い、その成果を当該事業の改善及び他の事業への反映に繋げる必要がある。

事業の進捗状況については自己評価を行うとともに、高崎市文化財保存活用地域計画協議会にて事業の効果の検証や評価、計画の見直し等を行い、その結果を高崎市文化財調査委員へ報告し、聴取した意見を踏まえて次年度以降の取組に活かすこととする。最終評価では高崎市文化財保存活用地域計画協議会に計画の進捗状況や達成状況を諮り、その結果を高崎市文化財調査委員へ報告する。

なお、計画の進捗管理の過程では、必要に応じて柔軟な見直しを行う。

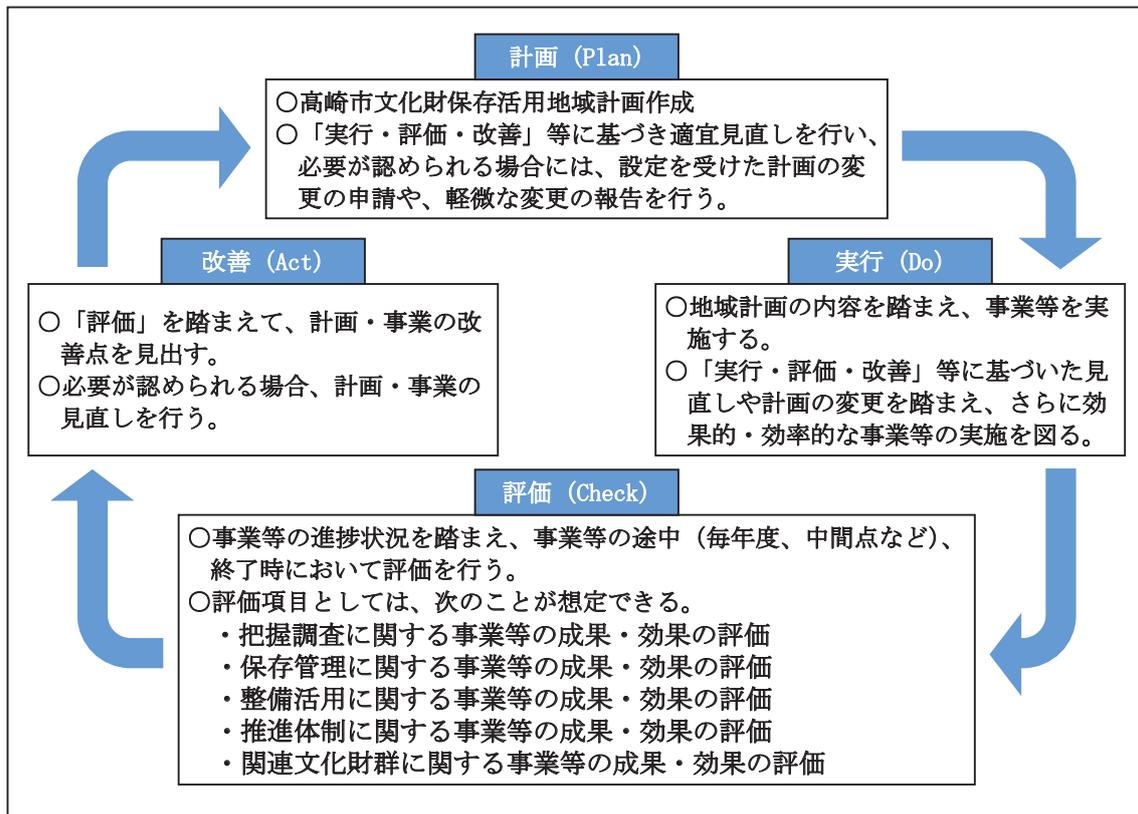


図6-2 高崎市文化財保存活用地域計画におけるPDCAサイクル